

貯水槽水道の適正な管理をお願いします



豊橋市上下水道局

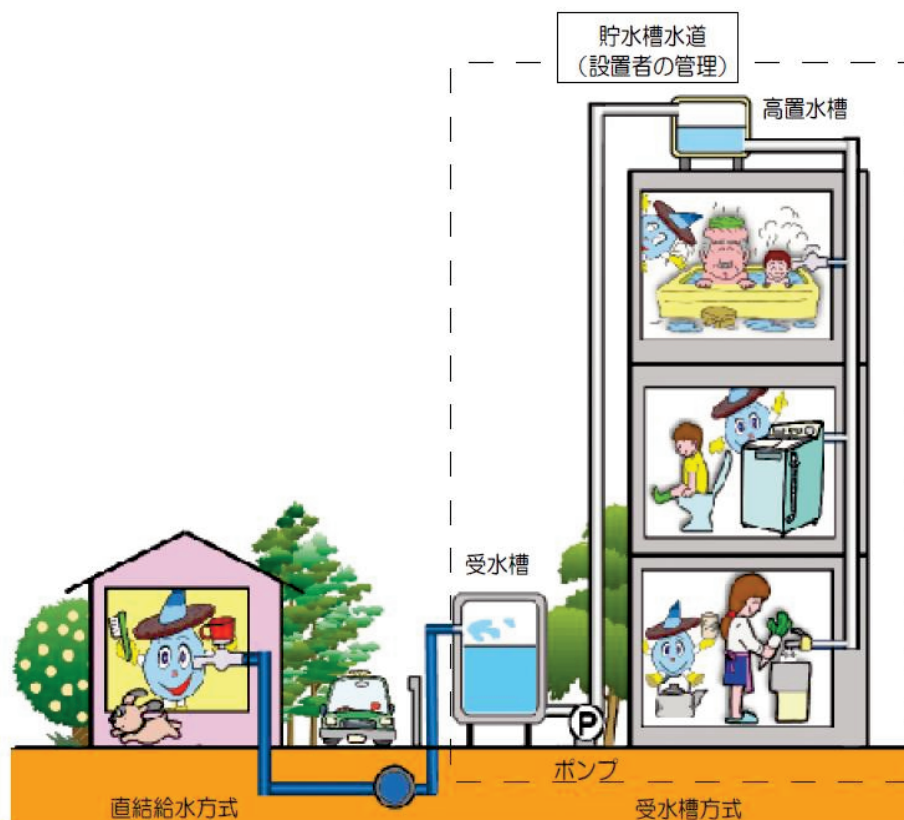
1. 貯水槽水道とは

貯水槽水道は、水道事業者（上下水道局）から供給される水のみを水源とし、その水を一旦受水槽に貯めた後、建物の利用者に供給する施設の総称です。

一般的には学校、病院など一時的に大量の水を使用するため受水槽を設けている場合や、アパート・マンション等のように受水槽と高置水槽から個別部屋に水を供給している場合がこれに該当します。

これらは、受水槽の有効水量により次のように区分されます

貯水槽水道	簡易専用水道	受水槽有効水量が 10 m ³ を超える水道施設
	小規模貯水槽水道	受水槽有効水量が 10 m ³ 以下の水道施設



2. 管理の必要性は

貯水槽水道においては、受水槽等を適正に管理される必要があり、このことは水道法及び市水道事業給水条例により設置者等（その建物の所有者または管理者）の責務とされています。

受水槽の適正な管理を怠った場合には、水の利用者に安全な水を安定的に供給することができなくなる恐れがあります。

3. 管理基準は

受水槽等の管理は、次の基準に従って実施して下さい。



- ・水槽（受水槽、高置水槽）の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行なうこと。
- ・水槽等の点検を行い、有害物・汚水等によって水槽内の水が汚染されるのを防止するために必要な措置すること。
- ・日常的に水質（色、濁り、臭い、味）に注意し、異常と感じたら水質検査を行なうこと。
- ・供給する水が人の健康を害する恐れがあるとわかったときには、直ちに給水を停止し、水を使わないように利用者に知らせること。

受水槽の有効水量が10 m³を超える簡易専用水道にあつては、水道法に基づく施設の管理を行うとともに、1年以内ごとに1回、地方公共団体の検査機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査を受けることが義務付けられています。

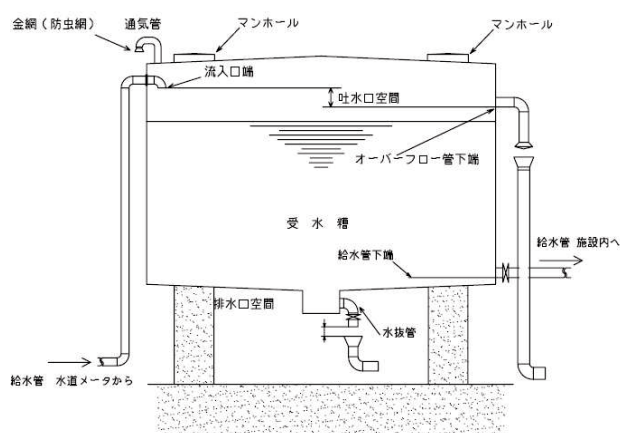
なお、検査機関は結果について、衛生上問題があると認められた場合には、設置者に対して速やかに対策を講じるよう助言するとともに保健所にも連絡することとなっています。

また、検査終了後交付する検査結果報告書は、検査後3年間保管してください。

10m³以下の小規模貯水槽水道は検査機関による法定検査の義務はありませんが、前述のように、市水道事業給水条例により管理基準が定められていますので、それに沿って検査をして下さい。

水質検査等に関して不明な点があれば上下水道局営業課又は保健所生活衛生課にご相談下さい。

なお、清掃については、専門的知識、技能を有する愛知県知事の登録を受けた、建築物飲料水貯水槽清掃登録業者等による清掃をお勧めします。



4. 日頃の点検のポイント

○水槽の点検

受水槽や高置水槽について日常的に以下の点検をして下さい。

- 1) 水槽内部 沈殿物や浮遊物がないこと。内壁の汚れ、塗装の剥離がないこと。
- 2) 水槽の周辺 ごみ、汚物などが置かれていないこと。たまり水、湧き水がないこと。
- 3) 水槽本体 亀裂、漏水がないこと。開口部や接合部にすき間がないこと。水位センサーや管接合が固定され、防水密閉されていること。マンホールの蓋が施錠されていること。



○水質の点検

一日1回程度無色透明なコップに給水栓から水を取り、色、濁り、臭い、味に異常がないことを確認して下さい。



参考 (貯水槽水道で発生する可能性がある異常とその原因)

症 状		考えられる原因
色 濁り	赤色、褐色に濁った水	鉄製水槽あるいは鋼管内部の鉄錆びの溶出
	青色、緑色がかった水	銅管からの銅の溶出
	白色の水	空気の混入 配管内部にメッキされている亜鉛の溶出
	その他	水槽内の汚れ、汚染物質の混入
臭い 味	受水槽内部の水の汚染	

貯水槽水道をお使いの場合、受水槽以降の設備、水質の管理は設置者の責任です。安全でおいしい水道水をお届けしても、受水槽等が汚れていると安心して水道水を飲んでいただくことができません。管理を適切に行い安全で安心な水の確保に努めましょう。

お問い合わせは

豊橋市上下水道局営業課 TEL0532-51-2722

〒440-8502 豊橋市牛川町字下モ田 29-1

E-mail : water-eigyo@city.toyohashi.lg.jp

URL : <http://www.city.toyohashi.aichi./water>

豊橋市保健所生活衛生課 TEL0532-39-9122

〒441-8539 豊橋市中野町字中原 1 0 0

E-mail : seikatsueise@city.toyohashi.lg.jp